**令和３年12月定例教育委員会会議録**

**１　期　　日**　　令和３年11月22日（月）

**２　場　　所**　　市役所南別館３階委員会室

**３　開始時間**　　13時30分

**４　終了時間**　　16時00分

**５　出 席 者**

児玉教育長、赤松委員、濵田委員、岡村委員、

その他の出席者

江藤教育部長、大田教育総務課長、新村生涯学習課長、吉行学校給食課長、藤森学校教育副課長、大崎コミュニティ文化課文化振興担当主幹、江藤コミュニティ文化課文化振興担当

**６　会議録署名委員**

濵田委員、岡村委員

**７　開　　会**

◎児玉教育長

　それでは、ただいまから令和３年12月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。今日は中原委員が欠席ということを承っております。本日の委員会の終了時間は午後４時を予定しておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

**８　会議録署名委員の指名**

◎児玉教育長

　前会議録の承認でございますが、皆様のお手元に令和３年11月定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

　本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議に関する規則第15条の規定により、濵田委員、岡村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

**９　教育長報告**

◎児玉教育長

　教育長報告でございます。

　ここで、議事の一部を非公開にすることについての発議をさせていただきます。教育長報告の中のいじめに関する報告事案の中の一部につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第７項に基づき非公開にすることを発議いたします。

　いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎児玉教育長

　異議なしということでございますので、いじめに関する報告事案の中の一部につきましては、非公開とすることといたします。

　それでは、教育長報告でございますが、まずは冒頭、ご心配をかけております『都城　中学給食、また金属』という、そのような記事が出ております。これにつきましては、今年になって４例目になっておりまして、第１例目は２月17日、第２例目が10月20日、第３例目が11月16日と11月19日が４例目、３例目と４例目の間には３日間しかないということでございます。この３例目、４例目が同じ学校であるということでございます。発見いたしましたのは金曜日のことでございまして、すぐに学校教育課深江課長に現場に飛んで行ってもらって、そして、状況も確認してもらったところでございます。

　実は私も先ほどこの当該校に行きまして、給食が始まる前から、給食を食べ始めるまでずっと見させていただきました。私の印象から言いますと、偶然に何かが入るという、そういうようなことはあり得ないなと。それぐらいきちんとした管理体制の中で、学校側も給食を提供していました。そういうことでございますので、今後また色々な意味で調査を進めていかなければならないなと考えているところでございます。ご心配をおかけしまして申し訳ございませんでした。

　続いて、レジュメになります。報道からということでございますが、まずは、小松原中学校がオーストラリアの中学生と画面越しで交流をしたということで、リモートでのやりとりをしたという記事が出ておりました。本市はオーストラリアの学校と毎年交流をしていたわけなのですけれども、コロナによって２年間できておりません。その学校とのリモートの会議をしていただいたということでございます。

　続いて、妻ケ丘中学校ですが、男子バレー部が初の頂点ということで、県中学校体育大会において優勝したということであります。妻ケ丘は今まで優勝したことがなかったのですね。非常におめでたいお話で、一生懸命頑張ったんだなと思います。

　それから、菓子野小学校、明道小学校で、プロの講師を呼んで指導してもらっている、そういうような催しがありました。下のほうに写真で出ておりますけれども、台上前転というとび箱の技について頑張っていただきました。子供たちもさすがプロという形で取り組んでいたようでございます。さすがにプロですので、普通の台上のところから回転しながらピッと下りたりとかいうことをされたそうで、子供たちは本当に目が点になっていて、すごくいい経験だったそうでございます。

○赤松委員

　恐怖心がある子どもにとっては台上前転は難しいですよね。

◎児玉教育長

　難しいです。まずは恐怖心を取らないといけないので、かなり難しい話だと思っています。

　随分と自信を持ってできるようになったようでございます。

　続いて、東小学校ですが、「おかげ祭りで学び、児童が大喜び」ということで、神輿や太鼓の体験をさせていただきました。写真にもありますとおりでございます。このおかげ祭りもコロナの関係で２年間中止になっております。そういう中で、子供たちが神輿を担いで、非常に楽しい思いをしたということでございました。

　中霧島小学校、それから明道小学校で味覚の授業というものを行っております。味というのは５つあるのだそうですが、この五味を分析していくというような内容の授業でございました。有名なパティシエとか色々な方が講師となってやっていただいている、そういうような授業でございます。

　川東小学校でございます。県福祉ボランティア共同募金運動の奉仕団の表彰を受けております。

　続いて、都城高専・少年少女科学アカデミーということで、科学体験を小中学生がしていただいているところでございます。

　都城商業高校でございますけれども、女子バレー部が春高バレーに県で優勝しまして全国に出場することになりました。残念ながら都城工業男子のほうは日南振徳に負けてしまいましたけれども。

　続いて、梅北児童館なのですが、「防災キャンプ体験」というので、どういうふうなことを防災上行わなければならないかというのを、児童館レベルでやっていただいたということでございます。非常に有意義だったということで、うちの消防のほうも行ったのですけれども、毛布を両手で持って、煙がどのように子供たちのほうに押し寄せて来るのかとかいうようなことも体験させていただいたということでございます。

　続きまして、都城市の文化賞が今年度は美術家の又木啓子様に決定したという記事が載っておりました。

　島津邸が、「都城県」が成立してから150周年になるのですけれども、意義の解説とか、美術館が40周年記念で南九州の視点で日本美術の紹介をしているところなどの報道が行われております。

　では続いてでございます。裏面になりますけれども、GIGAスクール構想の実現に向けてということで、今回は日本教育新聞というところから原稿依頼が私のほうに来まして、２回にわたって新聞記事を書かせていただきました。１人１台に広がる学びということで、こういうような形で報道されているわけなのですけれども、前半部分としては、教具ではなく文具と捉えてほしいという私の願いを書いております。

　それから、その次の11月８日の分になりますが、先生方に返してもらったGIGAスクールミーティングの感想をもとにしながら、この記事を書かせていただいたところでございます。どのような感想をもとにしたかと言いますと、一つ目は、自分の考えや捉え方を一新しなければならないと改めて感じたという先生のものです。どうしても教具として捉えがちなタブレットについて、まずは使わせてみる。その中で、ルールづくりや新たな使い方を子供とともに、また、子供からも学ぶという姿勢で取り組みたいと思いましたという感想に向けて、コメントを私が書くというそういう流れでございます。私のコメントは、端末を使わせようするとき、ルールづくりを先に確定してから端末を配る学校もあった。最初にルールを作成するのは、子供たちのレベルがどんどん違ってくるので、大変難しいことだということです。子供たちの使い方はどんどん進化する。その進化とともに合せたルールづくりを、子供とともに考えていくことが情報教育の大切な学びの一つだということで、書かせていただいたところです。以下あと２名の先生方の感想をもとに、私のコメントを書かせていただいております。また後でお読みになっていただくとありがたいです。

　続きまして、三つ目でございますが、コロナ禍における児童生徒の出席状況というものを改めて統計的に出してみました。これにつきましては、先日の11月18日の校長会でもお知らせをしましたので、委員の先生方にも同様にお知らせしたいと思います。

　まず、コロナ禍においての出席の取扱いについてですが、これは学校を休んでも欠席とはせずに出席停止となる場合が今回ありました。それは、もちろん感染が判明した場合、それから、濃厚接触者に特定された場合、これは出席できませんので出席停止です。それ以外にも、発熱等の風邪の症状、風邪とコロナの症状の区別がなかなかつかないので、風邪の症状でも欠席が出席停止になります。それから、医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合、そして最後に、保護者が感染が不安で休ませたいという相談があったときに、合理的な理由があると校長が判断した場合、この５つを出席停止扱いと今回はいたしました。そうしますと、２学期始業日の８月26日、市内全域で381名の出席停止が発生しました。非常に多い出席停止の数になってしまいました。９月30日、これは１か月間ずっと統計をとったのですけれども、９月30日には114名まで減って、今も減り続けているところです。

　この内容をもう少し詳しく見ますと、感染もしくは感染させる不安が親にある。そして、合理的な理由がそれにあると校長が判断した場合に、出席停止になるのですが、その数を表しています。８月26日始業日ですが、191名のお子さんがこの不安があるということで、欠席といいますか学校に来ずに、出席停止扱いになったということです。そのお子さんが９月30日の時点で約30名に減りました。この30名に減ったというのは、学校が信頼されていることだと思います。学校の状況等も保護者に十分にお知らせくださいということも教育委員会からは申し上げておりました。万が一、コロナで学級閉鎖になった場合、その写真にありますとおり、担任や管理職も含めた上で、朝の会を行って、そして、子供たちの元気な顔を見て、そして１日を始めるというようなことをやっております。

　実を申しますと、この写真の中には、実際にコロナにかかっているお子さんもいらっしゃいます。そのお子さんも私はコロナでしたと言わずに画面に出てきて、軽症なので全然構わないのだそうです。そういうお子さんも中にはいらっしゃるということでございます。

　続いてですが、不登校の状況でございますけれども、不登校の児童生徒数の推移をそこのグラフに出させていただきました。中学校が統計上、年間30日以上休んだ場合ということも加味した平成22年の記録から出しております。１番低かったときに平成26年の99名というのが中学校はありまして、今160名に増えています。どんどん増えてきているのは確かなのですが、注目すべきは小学校だと思っております。平成22年から令和２年を比べてみますと、令和２年は約４倍です。15人から60人に上っています。そして、最も低かった平成26年このときに市内全域で小学生が９人しか不登校はいなかったのですが、それが60人になっていますから、６倍以上、それだけ多くの子供さんたちが不登校になってしまっております。この６倍とか、４倍とかいうような急激な増え方をしているのが、小学校と認識をしております。

　そこで、校長先生方には、不登校対策として、学校の対応の中で、家庭訪問等の定期確認、それから教育相談、関係機関との連携等をさらに小学校で強化する。もっと言うならば、中学校みたいにして、１日休んだらもう家庭訪問するという形で対応していただきたいということを話をしました。市の支援としては、教育相談員７名を配置したり、スクールソーシャルワーカーを市独自で１名、そして、スプリング教室ですが、適応指導教室を設置して、令和２年度には14名の子供たちがここで学んでおりました。教育支援としても、スクールカウンセラーを14校、中学校を中心に配置しておりますし、スクールソーシャルワーカー２名を県から派遣していただいております。学校の対応も迅速な対応が必要になってきていると考えております。

　ここまでで何かありませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

　では続きまして、生徒指導状況報告の内容をお知らせしたいと思います。

　まず、非行等行動でございます。小学校２件、中学校１件でございます。小学校は、１件は不法侵入というのがありまして、外で遊んでいて、そして、何かすり傷か何かしたんだそうです。近くに児童センターがあって、児童センターにはカッドバンみたいなのがあるのではないかということで、もらいに行ったら閉っておりました。ところが、トイレの天窓のところが開いていたので、そこから侵入して、もちろんカットバンを借りたというか取っていったのですけれども、事務所にあったお菓子とかも食べています。そういうような状況の不法侵入がございました。小学校４年生２人、５年生２人、６年生１人の５人の児童でございました。

　続いて、生徒間暴力、これはほぼけんかみたいなことだったのですけれども、あっという間にひざ蹴りをして、鼻にあたって出血をしてしまったというので、病院に行ってもらったというようなものがあります。その後謝罪し、仲直りをしているということでございます。中学校３年なのですけれども、性的問題行動が１件ありました。誰もいない教室内で女子生徒の体操服を見ながら自慰行為を行っている姿を職員が発見し、そして、本人と教育相談を色々としまして、親御さんにもお話をしましたら、親御さんは学校に出したくないということで、今、自主的にその家庭は学校に行くことをやめているということでございました。もちろん、保護者は児童相談所にも相談をして、そして、それ相応の教育プログラムを実施する予定になっているところでございます。

　続きまして、不登校でございます。先ほども申しましたように、段々と増えている状況でございまして、このグラフの中の赤いところでございます。小学校が過去２年と同じような推移をして、増えていっているところでございます。なかなか厳しいところでございます。小学校では、今回、新規に不登校になったというお子さんは４人なのです。その４人のうちの１人が小学校１年生なのです。それも非常に重く受け止めているのですけれども、家庭等の協力は欠かせないなと思っています。また、中学校におきましては、不登校の数が例年に比べて一段上のところにいってしまっております。今回、中学校は解消したのが残念ながらゼロ件でございました。新規が４件、再不登校というのは、今年になって不登校気味だったのが登校し始めてよかったなと思っていたのですが、この時点でまた不登校になったのというのが２名、昨年の不登校でこれがきちんと行き始めたけど、また不登校になったというのが２名、こういう状況で10月はプラス８名になってしまいました。非常に難しいなと思っております。

　続きまして、交通事故でございます。交通事故は、中学校が２件、小学校が１件なのですが、中学校の1件は、左足の捻挫等で、車と衝突をしてしまったというようなことでございます。小学校も徒歩で登校中に自宅車庫からバックで出てきた車と接触ということで、軽いけがで済んだということなのですが、もう１件、中学校１年生なのですけれども、10月13日に車と出会い頭に自転車でぶつかってしまいました。ちょうど学校からの帰りがけでございます。生徒はショック状態に陥って、運転手が心臓マッサージをしたということでございました。医師会病院に運ばれたのですが、実は、脾臓からの出血が確認されたということで、宮崎大学の医学部のほうに転送されました。検査の結果、鎖骨骨折、脾臓からの出血があったのですが、脾臓出血は手術するまではないという判断を受けて、数日の経過観察となっております。見通しの悪い交差点で、本生徒が一旦停止をせずにそのまま入ってきて、左右の確認ももちろん確認不足、ただヘルメットを被っていたので命は救われたという、そういう事案でございます。このことについては、校長会で強く指導をしてもらっているところでございます。

　続いて、いじめに関する報告でございます。９月のいじめの認知件数でございますけれども、そこにありますように136件、中学校が５件というような形で、解消のほうが、小学校68.1％、中学校が57.1％というパーセンテージになっています。また、日を追いながらしっかりと注視していきたいと思っております。

　このいじめに関する報告の中で、小学生の部分については、嫌なあだ名を言われたとか、たたかれるとか、悪口を言われたというようなことがありました。それから、中学校２年生のほうでは、かばんの中にはさみが入っていたという事案がありまして、これはもちろん本人のはさみではないのですけれども、これについても学校で、学年集会等で再発防止のために全体指導を行っているところでございます。

　小学校５年生の事例があるのですけれども、これにつきましては、本人のプライバシーに関わるところが多々ありますので、一回止めていただきたいと思います。

〔オフレコ〕

◎児玉教育長

　続いて、不審者声かけ事案ですが、小学校２年生ですけれども、20代、30代の車に乗った男性から、「乗っていく」と聞かれたということで、その子は本当に走って逃げたということで、実害はありませんでした。

　校内の事故がございまして、中学校２年生ですけれども、今、ICTで大きなテレビを各教室に置いているのですけれども、そのテレビ台に足がかかってしまって転倒、転倒が激しくて、右ひじの関節脱臼の骨折、それから、右上腕部の骨の内部が骨折している状況です。これも注意喚起が必要だなと思います。重いテレビを支えているテレビ台はかなり丈夫に作ってあって、足も長めに出ていますので、各学校に注意喚起をこの前もしたところでございました。

　今回は、虐待事案はありませんでした。

　以上でございます。

○濵田委員

　校内事故の件で、事故は結構、各学校で起きているのではないかと思うのですが、ここで出される件数は、非常に重いけがや、事故に限ったものでしょうか。

◎児玉教育長

　ここに出しているのは、報告書として学校から届いている分をお出ししています。もし学校が重大とあまり思わずに、そういう報告をしていないというのもまずいですので、必ず報告を上げてくださいとはお願いしております。

○濵田委員

　学校の判断ということですね。

◎児玉教育長

　そうですね。

　少なくとも、救急車を呼んだ事案とか、地域住民の方々も不安に思った事案とかいうものは、必ず上げてもらうということになっています。

○濵田委員

　分かりました。ありがとうございます。

**10　議　　事**

**【議案第36号】**

◎児玉教育長

　それでは、議事に入ります。本日の付議事件は、報告２件、議案６件でございます。お願いいたします。

　議案第36号を学校給食課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●吉行学校給食課長

　お疲れさまです。学校給食課でございます。よろしくお願いします。

　議案第36号　学校給食費の公会計化により市が物質調達を行うことに伴う財務規則の改正について、説明いたします。

　一枚お開きいただき、規則制定改廃方針説明書をご覧ください。

　本市の学校給食は、各学校が保護者から給食費を徴収し、それを財源に学校給食会が物資を調達し、納入業者に支払いする私会計で運営しています。現在、令和４年度から市が直接給食費を徴収し、市の予算に計上して管理運営を行う公会計方式に移行するための準備を進めているところでございます。

　これに伴い、学校給食会は解散し、物資調達も市が行うこととなりますが、契約書を交わすなど事務が煩雑になれば、学校給食用の物資を納入しない業者がいることが判明しました。地域によっては、代替業者もいないことから、現行の財務規則ではスムーズな物資調達に支障を来すおそれがございます。

　以上の理由から、安心・安全な学校給食の提供を維持するため、スムーズな物資調達が可能となるよう、所要の改正を行うものでございます。

　２枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。

　左側が改正前、右側が改正後になります。まず、第124条は、契約書作成等の省略でございます。財務規則に基づきますと、50万円以上は契約書、10万円以上は請書を作成することとなっています。契約書や請書を省略するために、第１項第４号及び第２項第３号に、学校給食用物資を加えるものでございます。

　契約書が省略できるものとしましては、契約書は50万円未満、請書は10万円未満が省略でき、そのほか、競り売りにするときなどがございます。

　続きまして、第161条は、随意契約の見積書の徴取等でございます。学校給食用物資を購入する際には、見積書を徴取し、価格だけでなく、品質や産地を考慮して物資調達を行っております。物資の中には、宮崎県学校給食会が契約した物資を使用する場合がございます。その場合には、見積書を徴取しませんので、第２項第４号に学校給食用物資の購入を加えるものでございます。見積書を徴さないことができるものとしましては、はがき、切手、新聞、一定の金額が３万円未満のものがございます。

　裏面をご覧ください。

　第３項では、50万円を超える随意契約をしようとするときは、随意契約理由書を作成しなければなりませんので、省略するために、第３項第２号の文中に、賄い材料費（学校給食用物資に係るものに限る）を加えるものです。

　第162条は、予定価格調書の作成です。予定価格が10万円以上のものは、予定価格調書を作成しなければなりませんが、学校給食用物資はきっちりとした数量が定められず、市場等で価格の変動は大きい物資もあることから、事前に予定価格を作成することは難しいものがございます。このことから、第４号に学校給食用物資を加え、予定価格調書の作成を省略するものでございます。予定価格調書の作成を省略できるものとしましては、特定の取引価格によらなければ契約することが不可能、または著しく困難であると認められるものなどがございます。

　最後に、別表第３　支出負担行為に学校給食に関するものがありませんので、区分の欄に学校給食に係る賄い材料費を加えるものです。なお、取扱いは保育所と同様になりますので、同じ箇所に加えるものです。

　説明は以上です。よろしくお願いします。

◎児玉教育長

　ありがとうございました。それでは、ただいまの議案第36号に対しましては、質問・意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○赤松委員

　この賄い材料費というこういう言葉を知りませんでした。

●吉行学校給食課長

　予算計上上で使う文言になります。

○赤松委員

　言葉の意味がどういうものなのですか、分かりやすく教えてください。

●吉行学校給食課長

　分かりやすく言えば、食材全般ですね。

○赤松委員

　そうなんですね。分かりました。

◎児玉教育長

　ほかにございませんでしょうか。

○濵田委員

　ご説明ありがとうございました。

　こういう規則改定を行うと学校給食用の物資を納入しない業者が出てきたというか、そういう業者がいるということが分かったということで、変えるということですね。

●吉行学校給食課長

　公会計化になって、市が物質調達を行うことになるのですけれども、今までとやり方が変わってきますので、今と同じようなやり方をしないと、スムーズな物資調達は難しいかということで同じようになったものと、ここに書いてあるとおり、契約書なんかも交わすと、そんな面倒なことをすると給食用の物資を入れないよという業者がいることが分かりましたので、今と変わらないような方法にするために、所要の改正を行うということです。

○濵田委員

　よく分かりました。

◎児玉教育長

　ほかにございませんか。よろしかったでしょうか。

　それでは、議案第36号を承認いたします。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

●吉行学校給食課長

　どうもありがとうございました。

**【報告第76号】**

◎児玉教育長

　それでは、報告第76号を生涯学習課長からご説明いただきます。よろしくお願いします。

●新村生涯学習課長

　よろしくお願いします。生涯学習課でございます。それでは、生涯学習課の報告に入ります。

　報告第76号　令和３年度都城市人権啓発標語審査結果について、ご説明いたします。

　資料の９ページをお開きください。

　人権啓発標語の募集につきましては、７月定例教育委員会の報告第46号で報告しましたとおり、８月の人権啓発強化月間に係る事業の一環として実施したところでございます。応募状況は、人権啓発標語最終審査結果の一覧に記載していますとおり、昨年度より165件多い5,376件の応募がありました。昨年度から人権啓発推進協議会委員になっていただている各教委にもお願いしており、また、前回７月定例教育委員会で中原委員から提案がありましたインターネットを活用した募集につきまして、新たに、今年度から市のホームページ及びLINE等で広く募集をかけております。その結果、一般から18件、小学生から３件、インターネットで応募がありました。それらのこともありまして、近年、応募件数増え続けております。

　資料の13ページをお開きください。

　小・中学校の応募状況でございます。小学校と比較しまして中学校の応募が多くなっております。ただ、小学校で１校、中学校で１校が応募件数ゼロ件となっておりまして、これにつきましては、学校内での事前審査の段階で提出を辞退された学校とほかの行事と重なって対応できなかったという学校ということになったと聞いております。来年度からは、提出辞退の学校の応募件数も把握していきたいと考えているところでございます。

　資料の11ページ、12ページをご覧ください。

　最終選考表でございます。標語の選考方法につきましては、事務局及び各総合支所で行う第一次選考と都城市人権啓発推進協議会幹事会が行う最終選考の第二段階で行いますが、12ページの中学生の部、そして、一般の部では同点が発生しております。その件につきましては、10月28日開催の幹事会で採決して、決定しました。

　９ページをお開きください。

　令和３年度人権啓発標語最終審査結果でございます。入賞作品につきましては、本日、お手元にお配りしております人権啓発特集号、こちらのほうの人権啓発特集号に掲載をしております。この特集号につきましては、12月１日の広報と一緒に各家庭に配布されますので、広く市民の方に紹介されることになります。また、入賞作品につきましては、こういった短冊を作りまして、各学校、自治公民館、公共施設等に掲示するほか、市ホームページ等でも公開しているところでございます。

　また、入賞されました13名の表彰につきましては、本来であれば毎年12月に開催しております都城市人権啓発推進大会内で表彰式を行っておりますが、今年度も新型コロナウイルス感染症予防のために中止となっておりますので、小・中学生の部につきましては学校へ、そして、一般の部につきましては、ご自宅に出向き、表彰式及び記念品の贈呈を行う予定にしております。

　以上で、生涯学習課の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

　ありがとうございました。

　それでは、報告第76号につきまして、ご質問やご意見ありましたらよろしくお願いします。

○岡村委員

　ご説明ありがとうございます。

　毎年、応募人数が増えているということで、大変うれしく思っております。ありがとうございます。学校別に数字が出ておりまして、とても参考になるわけなのですが、これを全児童数に対する割合とかして出していただくと、よりはっきり分かるのかなと思ったところです。学校賞のようなものもひとつあってもいいのかなと思ったりしたところですので、また、ご検討をお願いいたします。

　以上です。

●新村生涯学習課長

　分かりました。子供の学校に対しての比率というのは、まだ、次回から検討して入れたいと思います。学校賞につきましては、予算の配分もありますので財政と話をしていきたいと思います。どうもありがとうございます。

○岡村委員

　お願いいたします。

◎児玉教育長

　ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○赤松委員

　沢山の応募がありますね。できるだけ応募が広がる方向で進めてくださっていること、ありがたいなと思っています。家族みんなで考えるやり方を進めてくださるとありがたいなと思います。ぜひそれぞれの家族全員で考えるとか、真剣に取組む時間が大切なことだと思います。

◎児玉教育長

　ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

　報告第76号を承認いたします。ありがとうございました。

●新村生涯学習課長

　どうもありがとうございました。

**【議案第34号、議案第35号】**

◎児玉教育長

　それでは、議案第34号、35号を学校教育課副課長からご説明いただきます。

●藤森学校教育副課長

　学校教育課長の深江に代わりまして説明させていただきます。よろしくお願いします。

　それでは、議案第34号　都城市小中学校の校区外通学の許可に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。

　教育委員会は、保護者及びその児童生徒にやむを得ない事情があると認められるときは、校区外通学を許可することができるとされ、事情の具体的内容は別表に規定しております。今回の改正は、例えば、小学６年生とその兄弟姉妹に中学生がいる世帯が学年途中で転居した場合、中学生である上の子は卒業までこれまでと同じ中学校へ通うことを許可する基準がございます。一方、小学６年生である下の子は、現在の小学校を卒業するまでは校区外通学が許可されますが、翌年度は転居後の校区の中学校に入学することになります。そうなりますと、兄弟姉妹が別々の中学校に通学することになりますので、お手元の資料の転校理由にございますとおり、小学生が卒業する前に転居したことにより、上の兄弟姉妹と中学校区が分かれ、異なる中学校に通学することが本人及び保護者にとって負担となる場合を規定し、上の子と同じ中学校に卒業まで通学できるよう許可基準に追加するものでございます。

　続きまして、議案第35号　都城市立学校共同学校事務室の設置要綱の一部改正について、でございます。

　都城市立小中学校の学校事務について、共同して複数校の事務業務を効果的かつ効率的に実施するため、平成31年度から市内を11地区に分け、それぞれの地区に中心校１校と連携校とで構成する共同学校事務室を設置しております。山之口地区共同学校事務室は、富吉小学校が中心校で、残りの山之口小、麓小、山之口中が連携校となっておりますが、令和４年度から中心校を山之口中学校として、富吉小学校を連携校とする要綱の改正を行うものでございます。

　補足いたしますと、設置当時も中心校を山之口中学校にすることで検討しておりましたが、中心校となるには、設備面とか、室長として適性な人材を中心校に配置できるかという意見がございまして、山之口中の当時の事務職員が新人という採用３年の主事であり、室長としての要件を満たしておりませんでした。このため、残りの３小学校のいずれかを中心校とすることで検討しましたところ、麓小、山之口小も同じく人事面において室長を配置することが困難であったため、富吉小学校が中心校となったものでございます。

　山之口中学校は、学校の規模や地理的な状況などから考慮し、平成30年度までは共同学校事務室の前身である共同実施の中心校であったことから、設備面でも支障がございません。また、市内のほかの共同学校事務室は、その地区内でも適性の学校が中心校になっていることや山之口中には今年度の人事異動で、経験豊富な事務職員が配置され、室長としての資格もあり、中心校としての要件を全て満たしております。

　なお、資料にもありますとおり、山之口地区共同学校事務室運営協議会からも中心校を変更するよう申請が出されているところでございます。

　以上で、学校教育課の議案の説明を終わります。よろしくお願いします。

◎児玉教育長

　ありがとうございました。

　議案第34号、35号につきまして、ご意見やご質問があればよろしくお願いいたします。

　それでは、議案第34及び35号を承認いたします。ありがとうございました。

●藤森学校教育副課長

　ありがとうございました。

**【議案第32号】**

◎児玉教育長

　それでは、議案第32号を教育総務課長及びコミュニティ文化課からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●大田教育総務課長

　よろしくお願いします。教育総務課の大田でございます。隣に二人、コミュニティ文化課から来ていただいておりますので、ご紹介いたします。

●大崎コミュニティ文化課文化振興担当主幹

　コミュニティ文化課文化振興担当の大崎と申します。よろしくお願いします。

●江藤コミュニティ文化課文化振興担当主任主事

　コミュニティ文化課の文化振興担当の江藤と申します。よろしくお願いします。

●大田教育総務課長

　それでは、議案第32号　第三次都城市文化振興計画案策定にかかる教育委員会の意見について、でございます。

　資料の17ページをご覧ください。

　第三次都城市文化振興計画を定めるに当たり、文化芸術基本法第７条の２第２項の規定に基づき、都城市長から教育委員会に意見を求められたため、議案としてお諮りするものです。

　市長からの意見照会文書は、19ページをご覧ください。

　本計画を策定するに当たりまして、本教育委員会を代表して、岡村委員に市民策定委員会委員として審議にご参加いただいております。どうもありがとうございました。

　それでは、計画概要につきまして、コミュニティ文化課からご説明いたします。

●大崎コミュニティ文化課文化振興担当主幹

　それでは、第三次都城市文化振興計画についてご説明いたします。

　策定の進捗についてご説明いたします。

　第二次都城市文化振興計画に基づき、各施策の実施計画を策定するとともに、都城市文化振興懇話会におきまして、各実施計画の進捗状況につきまして、客観的に評価を受けながら文化の振興を図ってまいりました。今回、本市の文化の発展を目指すために、第二次都城市文化振興計画に基づき、今回、第三次計画を策定するものでございます。この計画につきましては、第二次都城市文化振興計画をベースに策定しておりまして、期間は令和４年度から令和９年度までの６年間で、第二次都城市総合計画の終了年度であります令和９年度とあわせております。今まで、関係各課で構成される庁内検討会議を今年度に２回、また、文化団体や市民関係団体、学識経験者10名で構成される市民策定委員会を８月と10月に２回行っておりまして、12月１日から市のホームページにおきましてパブリックコメントを実施する予定となっております。

　説明は以上です。

◎児玉教育長

　ありがとうございました。

　第三次都城市文化振興計画案につきましてのご説明でございますけれども、スケジュール的にはどうなりますか。

●大崎コミュニティ文化課文化振興担当主幹

　スケジュール的には、今後、庁議を10月に行いまして、12月にパブリックコメントを実施いたします。また、１月の末に第三回の最終となります市民策定委員会を開催いたしまして、また再度２月３日に定例教育委員会にて報告をさせていただきまして、計画案の承認をして、今年度末に策定完了となるように進めております。

◎児玉教育長

　55ページに書いてあるものをそのまま同じですか。

　今回、こういう案を出していただいて、パブコメが12月１日からということですね。これはもう１回、２月の定例教育委員会のときに審議をするという形ですね。教育委員会の部分としては、パブコメ前にこれを１回、委員の皆様方にご提示をして、そして、パブコメ後に再度、この計画案を審議いただくというような感じですね。

　何かご質問やご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

○赤松委員

　第一章、第二章、第三章、第四章、そして資料。章だてとかが非常にすっきりしていて、分かりやすくよくできていると思いました。多くの市民が目を通したときに、分かりやすく、よく分かるねというものになるのが一番大事なことだろうと思いますので、そういう部分では、よくできているなと思います。

　細かなことを言いますと、例えば、１ページ目の策定の趣旨の一段落目の文末ですが、我々の責務であると言えますと、書いてあるのですが、私なら責務ですと言い切るかなと思います。それのほうが、意志がはっきり伝わるので、そういうふうに言い切ったほうがいいと思います。参考にしてほしいから言っているのですが、そうして下さいと言っているのではないです。私ならそういうふうにはっきり、我々の責務ですと言い切るほうがしっかり伝わるのではないかと思いました。

　それから、11ページのところに、この基本理念、豊かな自然と歴史、改行して文化の花咲く未来へとなっております。これを読むと、豊かな自然と歴史、文化の花咲く未来へが、一行目と下の段落が切れているのがよく分かるのですが、これをつないでみたのですよ。二段分けにしなかったらどうなるのかというと、豊かな自然と歴史文化の花咲く未来へ、とつながっているのです。これをあえて二段書きにしておられる、後ろのほうの16ページの一番左側の二段書きじゃなくて、縦書きになりますよね、ここは空白の一文字をおいてある。だから豊かな自然と歴史、文化の花咲く未来へというふうに読めるようになっているけど、この二段書きをしない場合のことを考えると、豊かな自然と歴史文化の花咲く未来へという読み方をすることがないような、はっきりした、二段書きにせずに一段で空白を一文字おくみたいな、そういうやり方にする方法もあるなというふうに思いました。一番大事なところに関わるので、二段書きにしている意図は何なのですか。

●大崎コミュニティ文化課文化振興担当主幹

　はっきりと区切りをつけるために二段書きにしたのですけれども。今、申し上げたように、今後は一段書きにするようにしたほうがわかりやすいと思います。

○赤松委員

　後ろのほうで切らないで、16ページに使ってあるのであれば、もう一つそのように私は思ったので、今回そういう変な誤解が生まれないようにしたほうがいいのではないかと私は思いました。そういうことを検討してください。

◎児玉教育長

　ほかにありませんか。

○濵田委員

　意見書はお渡ししているので、後で読んで検討していただきたいと思います。私が感じたのは、16ページと17ページの評価なんですね。前回もそうだったと思うのですが、特に、17ページの一番上に、重要業績評価指標というのがあります。これが文化の場合はなかなか決めにくいだろうというのはよく分かっているのですが、そこをもう少し検討していただけたら、基準値や目標値がもっと明確になってくるし、進捗が見えるようなものになるかなと思います。ただ難しいというのも分かりますので、一応、検討していただきたいという形で、意見書は出させていただきました。ご検討よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

　ありがとうございました。

　それでは、ご検討をしていただきながら、またその後の計画にありますように、パブリックコメントに向けて、またご提示いただければと思います。

●江藤教育部長

　17ページの、基準値が2019年と2020年になっていますけど、これはコロナ禍の影響があると思いますので、下のほうに註釈でもあれば分かりやすいかなと思いました。

◎児玉教育長

　ありがとうございます。よろしかったでしょうか。

　では、議案第32号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

**【議案第37号】**

◎児玉教育長

　それでは引き続き、議案第37号につきまして、教育総務課長からご説明いただきたいと思います。

●大田教育総務課長

　それでは、本日追加をさせていただきました議案第37号の審議をお願いいたします。

　資料の67ページをご覧ください。

　都城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る教育委員会の意見について、でございます。

　68ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、職務権限の特例にスポーツに関することを市長部局が管理し、執行することができることが規定してあり、９月の定例教育委員会におきまして、令和４年度からスポーツに関することを市長部局が管理し、執行することについての意見照会が市長からあったところです。その際は、異議なしでご承認いただいたところでございます。

　69ページをご覧ください。

　このたび、12月議会にスポーツに関することを市長部局が管理し、執行することについての条例制定が上程されますので、それを受けまして、都城市議会議長から教育委員会の意見を求められているものです。条例制定の議案は、71ページからとなりますが、74ページをご覧いただけますでしょうか。こちらが都城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例になります。この条例の中で、スポーツに関することについて、市長が管理し業務執行することとすると規定することになりますが、あわせて、附則の中で、下線を引いている部分、都城市部設置条例及び都城市スポーツ推進審議会条例の一部も改正します。

　以上について、前回９月で市長からの照会がございましたときに異議なしということで承認をいただいておりますが、本日は、都城市議会議長からの照会についてご審議をお願いするものです。

　以上で、説明を終わります。

◎児玉教育長

　最終的には77ページのものをお出しするということですか。

●大田教育総務課長

　そういうことです。

◎児玉教育長

　いかがでしょうか。よろしいですか。

　それでは、議案第37号につきまして承認をいたしますので、よろしくお手続をお願いいたします。

●大田教育総務課長

　ありがとうございます。

◎児玉教育長

　ここで一旦休息を取りたいと思います。

〔休憩〕

**【報告第75号】**

◎児玉教育長

　では、休憩前に引き続き、議事を進めたいと思います。

　続きまして、報告第75号を教育総務課長からお願いします。

●椎屋教育総務課主幹

　報告第75号の前に、先ほど説明をしました議案第32号　教育総務課及びコミュニティ文化課から説明差し上げた部分について、訂正をさせていただきたいと思います。

　スケジュールの訂正です。

　先ほどの議案第32号の冊子の中の55ページを見ていただければと思いますが、コミュニティ文化課に確認をしましたところ、真ん中の列が教育委員会ですが、本日の計画案の審議、議案として説明さしあげたのですが、これの最後の審議を３月ではなくて２月３日に審議をするということになって記載がされておりますが、ここはもう報告をさしあげるということになります。

◎児玉教育長

　案ではなくて、じゃ案を消さないといけないわけですね。

●椎屋教育総務課主幹

　確認をしました。

◎児玉教育長

　案を消して、審議。

●椎屋教育総務課主幹

　もう報告をさしあげる段階ですので、教育委員会の意見を各委員の皆様からいただいた意見を一旦とりまとめてお示しするのを１月５日に行います定例教育委員会で、再度お諮りしまして、教育委員会の意見として１本にまとめたものをこちらの担当課に回答したいと思いますが、いかがでしょうか。

◎児玉教育長

　１月５日、１月定例教育委員会のときに審議をするということですね。

●椎屋教育総務課主幹

　計画案の審議です。右側に書いてあります１月の、ここに書いてある第三回市民策定委員会というのが１月２週目に開催予定ということでした。その前に意見をほしいということでしたので。

○赤松委員

　もう１回、このページだけでも作り直してほしいです。

◎児玉教育長

　それを伝えておいてください。

○赤松委員

　このページだけでもいいですから。

◎児玉教育長

　よろしくお願いします。ありがとうございます。

　それでは、仕切り直して、報告第75号を教育総務課長からお願いいたします。

●大田教育総務課長

　報告第75号　都城市教育振興基本計画改定版の策定につきまして、ご説明いたします。

　３ページをご覧ください。

　教育振興基本計画の改定につきましては、令和４年４月の策定をめざしまして、７月定例教育委員会に議案をご提案しましたところでございますが、修正箇所が多数ございましたので、一旦、各委員の皆様から修正意見を頂戴いたしまして、その後、８月定例教育委員会で修正版をお配りしたところです。しかしながら、９月定例教育委員会でスポーツ振興課の移管についての議案が提出されましたので、スポーツ振興課の所管する内容をどのように取扱うかがその時点で決まっておりませんでしたので、一旦、計画策定の協議を中断させていただいていたところです。

　その後、市長部局と教育委員会事務局との協議を進めましたところ、教育振興基本計画案からスポーツに関することは除外をし、スポーツ振興に関することについては、令和４年度以降、市長部局において推進計画の策定も含めて検討することということで、協議が整いましたので、今回、定例教育委員会で再度、審議をお願いいたします。

　今後のスケジュールにつきましては、本日、委員の皆様にこれまでにいただきました意見をもとに、修正をした部分をお示ししまして、その後、１月５日に開催します定例教育委員会で再度審議をいただきまして、その後、２月に庁議、パブリックコメントを行いまして、そのパブリックコメントの意見を反映させたものをまた、４月の定例教育委員会にお諮りしまして、その後、６月に庁議を経て、最終的なものはまた６月の定例教育委員会でお諮りし、７月１日の改定というスケジュールで進めていきたいと考えているところでございます。

　続きまして、４ページをご覧ください。

　主な修正箇所といたしまして、まず、１、スポーツに関する施策については削除ということになります。こちらは、これまでお示ししていましたものを全て削除しているところです。

　２の施策の方向性の結合としまして、スポーツに関する施策を削除したことによりまして、施策の方向性の下に紐づく施策の数が少なくなりましたので、施策の３と４、６と７及び８と９を統合しております。次に、追記したものとしまして、委員の皆様に８月に修正分をお配りした以降に追記したものを記載しております。

　まず、有水幼稚園と有水保育所を統合し、認定こども園にする旨の追記が15ページになります。

　それから、令和３年度全国学力学習状況調査の結果による内容変更が17ページ、18ページ、20ページになります。３としまして、GIGAスクール構想の推進についても内容追記が40ページということになります。

　続きまして、５ページから６ページにかけまして記載しております４その他、これまでの課題についてですけれども、こちらについても委員の皆様からご指摘のありました文書の表記の誤りや内容について、これまで決定していなかったものにつきまして、事務局案として提案させていただいております。

　今回、資料をお送りしまして、一週間というちょっと短い期間でお目通しいただいておりますので、まずは、内容とこのスケジュール等についてご意見をいただいた上で、１月５日の定例教育委員会にいただいたご意見をまた反映したものを皆さんにご提示したいと考えているところでございます。

　以上で、説明を終わります。ご審議の上、よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

　ありがとうございました。

　それでは、現時点での質問やご意見等ありましたら、よろしくお願いします。

○赤松委員

　説明はよく分かりましたが、追加の指摘を今から私たちがしていいのですか。

●大田教育総務課長

　はい、大丈夫でございます。

○赤松委員

　分かりました。確認して、進めていただくとありがたいです。

●大田教育総務課長

　では、その他のこれまでの課題のところに事務局案をお示ししておりますが、５ページに。課題ということで、委員の皆様からご指摘のご意見をいただいた部分について、事務局案をつけております。一つずつご説明して、確認をしていただく形でもよろしいでしょうか。

○赤松委員

　これは問題ないと。これはなるほどと思っています。

●大田教育総務課長

　そのほかで、ご指摘の内容がございましたらお願いいたします。

◎児玉教育長

　一ついいですか。

　実際の案の19ページを開いていただきますか。19ページの不登校者数の推移のグラフがあるじゃないですか。これは、私が学校教育課からもらったのは、令和２年度は、中学校160例、小学校60と私は承わっているのです。こっちが違うのか、私がもらったのが間違いか分からないですけど、その数というのははっきりしているので、こういうところで違うと、がたがたになってしまうと思うのです。ですから、もう一度、表とか、グラフの数というのは、各課に言って、再点検させてもらえませんか。お願いいたします。

　ほかにはございませんか。

○赤松委員

　ほかで付箋をつけてきたのでお伝えしますが、６ページのまず計画のところは、必要に応じて見直すようにしています。そしてそれを次の段落で受けて、今後はこういうふうに改定する案は作成しますという、そういう構成になっているのは、それはいいのですが、これをよく読んでみると、２つの大きな段落のつながりがどうかとおもいます。例えば、文末を一段落目の文末を５年ごとの見直しを基本に、必要に応じて見直すことにしています。それを受けて、令和３年度に５年目を迎えることから、こういうふうなことを作成することにしたというふうにするほうが、前段と後ろの段落のつなぎはすっといくと思いました。

　それから、２の計画の位置づけのところの文末ですが、これも本計画は教育基本法17条の２の規定に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の位置づけとともに、都城市総合計画総合戦略の教育分野の個別計画と位置づけますとして、位置づけますとするほうが言葉の収まりがいいかと思います。

　そしてまた、というところの二行目に、整合を図りながら策定しました。16ページは、整合性が図られていますという文言、16ページの黄色書きのところです。ここは整合を図りながら策定します。整合性という言葉を使って、整合性をとりながらとか、何かこの文言の使い分けは、整合のところを先ほどの説明にありましたよね。言葉をこんなふうに、整合性というふうに使うのと使わないということについて、ちょっと気になったところです。

　それから、８ページの３番の施策の方向性、ここのところを見ていて、施策の方向性１、子どもの学力を、この子どもの施策の方向性のにまた子どもが出てきて、最後の方向性の３、愛郷心という言葉が出てきて、次の２段目がまずは前のほうにどんといっちゃうのですね。これは愛郷心の下にますとあるほうが、読みやすいのではないか。その後から読めば、芸術文化、コミュニティスクールの推進を図るとともに、関係機関との連携を深めますも、このコミュニティの真下にあったほうが分かりやすいと思います

　あと、14ページです。この14ページの就学前教育保育施設いついて。これは冒頭に近年、とあるのですが、近年、核家族化、少子高齢化が進む中、子ども・子育てによる様々な問題を解決するため、平成27年度からこういうことを開始しました。必要かなと。十分じゃないかなと思ったところです。

　それから、16ページ、この整合性の問題、それから17ページ、学力の状況の小・中学校の表の下の文言、全教科で全国平均を下回っています。全教科、どこに全教科というのが出てくるのだろうと思って。全教科は下回っていないと私は思っています。ここは間違っている部分です。

　それから、19ページの増加している状況について、ここは減少しない状況とは言えない。グラフを見て、やはり増加している状況だから増加しているの、この言葉がいいと思います。

　それから20ページ、この文書は、令和３年度の全国学力学習状況調査にあると、本市の状況はどういう状況ですと、状況はが主語になっているので、文末も良好と言えますというよりも、好ましい状況ですというに、状況という言葉を使ってしめるほうが、全国平均や県平均を越えており好ましい状況ですという状況という言葉を使ったほうが文の収まりがいいかなと思います。

　それから23ページ、この令和２年の中止は、中止の理由をはっきり書いたほうがいいんじゃないか。多分、コロナ禍だろうとみんな思うのだけど、中止の理由は、カクカウシカジカですと明確にしたほうがいいと思います。

　それから27ページ、真ん中のところの朱書きの部分がありますが、また、今後は宗教などの理由によりわざわざ宗教と出す必要があるかなと、様々な理由によりとか、宗教、エホバさんとかそういう意味なんだろうと思ったりしますが、宗教というよりも様々な理由によりという言葉のほうがおだやかかなと思います。

　それから28ページの令和２年度は黄色く塗ってあるところ、これは消さないでいいのかな。はっきりコロナ禍による影響が大きいと考えられますと書いていても、何もまずくないのではないかと思います。

　家庭教育学級のこともはっきり書いても何も悪くない。そこはのみと書いてありますけど、これも消して捨てないほうが、事実は事実としてはっきり、教育委員会がこう唱えていますよと言ってたほうがいいのかなと。ほかに、特定できないのならいいと思いますけど。

　31ページ、ここも非常に接続語を上手に使いながら文章が作られています。１、最後の黄色い、そしてから始まるところですが、また、そして、これまたはいるのですか。またに変えるという意味ですか。公民館と社会教育施設については、学習、交流活動、情報の拠点とした役割が期待されていますが、公立公民館は建設されてから経過しているものが多いため、現在、順次建て替えを進めています。進めているところです。どちらがいいかなと思いました。

　それから、38ページの下の方に、一度削除したが学校教育課で取扱っている掲載、ここでみると学校教育課の範疇の内容が載っているのだけど、この冊子そのものを学校教育課が取扱っているからここに載せるとか載せないとか、その視点は必要なのかなと。これを教育委員会が作っているものだから、学校教育課が載せているから、奨学金の制度を改めて、ここにどうしても入れ込みたいという視点は、検討すべき視点ではないのではないかなと、私は思います。

　それから、40ページです。ICTを活用したというところの、緑の部分ですがよくまとまっているのですが、児童生徒が主体的な学びを行っていくために、学習深度の内容、その方向性について、ここの最適化をしていきます。ここで一つですね。さらに、自己調整力をつけるために、児童生徒が主体的に学びの環境を整えていきます。また、それをというふうに、このそれはこれでいったら自己調整調力の部分を受けることになりますが、それらをとすると、前の部分も受けることになります。それをとするよりもそれらとする、前の複数の言葉なら、それらのほうがいいかなと思います。

　それから、一番下、最後の行ですが、学びをとめないための努力がなされた、なされましたほうがいい。

　41ページ、この一番上の学校活動を継続しという言葉、学校活動という言葉があるかな、学校における教育活動とか、そういう言葉もあるのだけど、学校活動ってあまり使わない。私は学校活動という言葉を聞いたのは初めてでした。だから、学校における教育活動とか、そういう言葉のほうがいいかなと思います。

　極めてこれも文末が重要です、重要となります。どちらでもいいのかなと思います。

　それから次のページ、ICT機器の道具ではなく文具で、確か文房具でというところもありました。前の40ページに、児童生徒が主体的なICTを文房具として活用し、という文房具とか活用するでは、ここも文具としてで。

　54ページ、まんなかのところ、赤い教諭の前についている道徳教育推進教諭と言っているのですか。ある学校では使っているとか、全体で市民権を得るような使い方をなされていますか。

◎児玉教育長

　特別の教科道徳になったときに、何かこういう言葉をちらっと聞いたことがあります。これは確かめてください。

○赤松委員

　きちんと市民権を得ている言葉であればいいと思います。

◯岡村委員

　学習指導要領は道徳推進教師になるかと思います。

◎児玉教育長

　本当に、赤松委員ありがとうございます。

　ほかにございませんか。

○岡村委員

　17ページの学力の状況の段がございますけれども、ここ全教科もだったのですが、その理解していること、できることをどう使うか、確固書きで一部の状況にも対応できるという確固書きになっていますが、この確固書きは必要なのかなと思いまして、前の文章の補足する説明が確固書きでされると思いますので、確固なしでいいのではないかと思いました。

　それから、23ページの教職員の期待というところで、このグラフが文章を切っている状況で入っているのです。そのためにも求められる資質として、高い専門性、高いマネジメント能力があげられますというので、切れていますので、二行下げて掲載したほうがいいと思います。

　42ページなのですが、この２番の部分の真ん中の修正しましたという部分なのですけども、一つの文章が非常に長くて、全部で三行半ぐらいになっているのです。学校における働き方に、教職員が心身の健康を損なうことがないようにというので、ここが長いので、二行ぐらいに切ってもらったほうが分かりやすいかと思います。

　それから、51ページ、キャリアパスポートのことなのですが、学校におけるキャリア教育の推進というので、そこの欄の下から２行目、赤字のほうですが、このパスポートをに点が入っているのです。このパスポートを特別活動の中心として教科等と横断しながら活用するということで、この点、非常にここの文章は点が多いので、一つ一つ切れてしまうといいますか、点の数を少し検討されたほうがいいのかなと思います。

　もう一つは、67ページ、くれよん号のことを入れていただいてありがとうございます。文章が緑の部分になっているところ、一段上から、本と巡り合う取組もすすめておりますというので、話言葉のおりますでなくて、います。その下も、遠隔地の利用者のために移動図書館を配置しています。一行下の巡回方法の見直しを図っています。おりますは丁寧なんですけれども、いますのほうがいいかなと思ったところです。

　以上です。

◎児玉教育長

　ありがとうございます。

　よかったでしょうか。

　それでは、訂正箇所のほうをしっかりと見直しながら出したいと思います。

　では、報告第75号につきまして承認をいたしますので、どうか進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●大田教育総務課長

　ありがとうございます。

**【議案第33号】**

◎児玉教育長

　続きまして、議案第33号を教育部長から説明をいただきます。よろしくお願いします。

●江藤教育部長

　それでは、議案第33号　令和３年度12月補正について、説明いたします。

　１枚めくっていただき、横書きの表をご覧ください。23ページになります。

　まず、歳入から説明いたします。

　12月補正では、学校教育課、生涯学習課、そして、都城島津邸の３課が対象になります。

　学校教育課、都城島津邸ともに国庫支出金として、それぞれ682万8,000円、394万4,000円の増、生涯学習課におきましては、寄附金として5万円の増があり、教育委員会全体で1,082万2,000円の増となっております。

　財源につきましては、一列から説明いたします。

　25ページをお開きください。

　国庫支出金、学校保健特別対策事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小・中学校において十分な教育活動を継続するための感染症対策に要する教育であり、国が小・中学校それぞれ２分の１を補助するものです。この補助金を使い、右側に記載のある４事業、上２つ新型コロナウイルス対策費（小・中学校）、と下２つの教材整備事業、こちらも小学校それぞれに充てます。補助率が２分の１ですので、同額の一般財源を充てて事業を実施することになります。これは国の補正予算に伴う補正でございます。この補正は６月補正でも計上しており、内容もほぼ同一となっております。詳細は歳出のほうでご説明いたします。

　次、26ページをご覧ください。

　指定寄附金としまして、５万円計上しております。こちらは匿名希望です。この方は平成29年度から毎年同額を図書購入費としていただいております。

　27ページをご覧ください。

　国庫支出金文化資源活用事業費補助金は、文化庁の補助メニューですが、これは地域以外の文化資産を活用した展覧会等への支援事業費でございます。補正になりました理由は、文化庁からの補助金として通知が、今年度５月10日にあったからとの理由でございます。今、開催中の特別展、「都城県誕生　近代都城の出発」に関わる国庫補助金でございます。本事業費の補助率は２分の１ですので、同額の一般財源を充てて事業をすることになります。

　それでは、１枚めくっていただいて、29ページの表をご覧ください。

　こちらは歳出の状況になります。

　教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化財課、学校給食課、1枚めくっていただいて裏面のほうに高城地域振興課、今回６課が対象となっております。

　一番下の総計欄をご覧ください。教育委員会全体で、5,219万6,000円の補正を計上しております。

　次のページ、31ページをご覧ください。

　教育総務課分です。上段が都城教育の日推進事業に要する経費としまして、組替補正で対応予定です。本事業は、教育の日の講演会がメインとなっており、当該講演会に講師を招待するわけですが、当初予算では業務委託指定予算を組んでいましたので、その予算を講師への謝礼金と費用弁償に組み替える必要が生じました。あわせて、講師への謝礼金を増額いたします。

　下段の表が、教育総務管理費の小学校分、裏面をご覧ください。32ページの下段のこちらが中学校分です。いずれも落雷によります施設の修繕費の増額分でございます。

　続きまして、32ページ上段２行が小学校管理費、次のページが中学校の管理費でございます。小・中いずれも、表の左側下の施設の内容の欄をご覧いただけますか。マイナスになっている費目をその減額分乗じまして、その分を不足が見込まれる金額、消耗品や燃料費等に計上するものでございます。こちらも組替補正で対応します。

　次に、34ページをお開きください。

　ここから学校教育課分となっております。

　上段の費用が、新型コロナウイルス対策費の小学校、下段が中学校です。いずれも、国からの追加内示に伴うものです。６月補正も本事業を上げております。学校へ購入する消耗品費についてもほぼ６月と同じですが、備品につきましては、若干変わってございます。６月補正は備品としまして、加湿器、パーテーション、パルスオキシメーター等の備品を購入しましたが、今回はサーマルカメラ等の備品を購入す予定としております。

　そして次に、35ページ下段と37ページ上段をご覧ください。こちらも新型コロナウイルス対策費としまして、35ページ下段が小学校における教材整備事業、37ページ上段が中学校分となっております。内容は事業内容欄を参照してください。こちらも６月補正のほうでは、テレビ、テレビスタンド等の備品を購入しておりました。今回は、小学校のほうは家庭学習に係る学習ドリル、ウェブカメラ等の消耗品、そして、プロジェクター、スクリーンの備品の購入となっております。中学校のほうは、テレビ、テレビスタンド等備品の購入費となっております。

　次、37ページの下段をご覧ください。こちらは中体連の九州大会や全国大会派遣費について、不足する必要経費を計上するものでございます。

　続きまして、38ページ、上段をご覧ください。こちらが生涯学習課の補正となっております。地区公民館管理運営に要する費用として、414万3,000円計上しております。具体的には、中郷地区公民館の空調設備の修繕に係る経費でございます。

　続いて、39ページをご覧ください。文化財課でございます。市内の文化財の保護、保存及び埋蔵文化財の試掘調査に要する経費として、522万9,000円を計上しております。試掘調査は、文化財保護法第95条に基づき、年間を通して、臨時事業主体者から紹介を受けて、文化財課が直営で実施している調査でございます。

　続いて40ページから42ページ上段まで、学校給食課となっております。

　まず、５つの学校給食センター管理運営に要する経費をそれぞれのセンターが上げております。全て、燃料単価高騰に伴う燃料費の増でございます。ガソリン、灯油、軽油、重油全てでございます。ただ、40ページの下段、山之口だけは、事業内容について上げれば、会計年度任用職員雇用に要する経費の増すということで、こちらが運転手の時間外による手当ということです。真ん中の○、決算見込みによる費用の減というのは、こちらが職員の給料の減ということで、既に分かっているということで、決算見込みによる減という補正をしております。

　そして、42ページをお願いいたします。

　42ページの下段、学校給食費公会計化事業に要する経費としまして、275万円を計上しております。具体的には、給食費システムを導入するに当たりまして、生活保護管理システムと連携を図るための経費でございます。

　続きまして、43ページ、教育委員会最後になりますが、都城島津邸でございます。こちらは、現在開催中の令和３年度都城島津伝承館特別展「都城県誕生　近代都城の出発」に係る補正でございます。財源組替で対応いたします。島津邸の特別展は、当初、一般財源のほうで組んでおります。その後、国のほうから補助金がまいりますので、それをこちらにまた返すといいますか、対応をしております。

　最後に、44ページ下段をご覧ください。

　こちらが高城地域振興課になります。

　こちらは体育施設の維持管理に要する経費で、四家地区運動広場公衆用トイレの改修及び高城勤労青少年ホーム非常用発電機の修繕に要する経費の増額分231万2,000円を計上しております。

　以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

　ご説明ありがとうございました。

　それでは、議案第33号につきまして、ご質問やご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○岡村委員

　説明ありがとうございます。

　２点ほど教えていただきたいのですが、40ページの山之口学校給食センター運営管理になります、会計年度職員の雇用に関する経費の増というのは、時間外の運転手さんの手当があったということで、ご説明いただきました。決算見込みによる給料の減というのは。

●江藤教育部長

　全くこれは別でございます。同じ金額なんですけれども。

○岡村委員

　給料と職員手当等が同じ金額で、組み替えになっているというのは。

●江藤教育部長

　たまたま同じ金額になったということです。

○岡村委員

　決算見込みによると給料の減という意味がよく分からないのですけれども。職員手当と給料の違いというのもちょっと分からないのですが。

●江藤教育部長

　こちらはまた、聞いておきます。

◎児玉教育長

　これは、会計年度の職員。ということは、時間をフルで私たちは予算要求しますよね。ところが、いつも思うのですが、お休みになられると、その分給料が減っていくのではないですか。その分じゃなかったのかと思うのですが、違いますか。

●江藤教育部長

　職員と違いまして、会計年度は休んだ分が減額になりますので、給料は勤務で減額して、時間外は時間外で出したと。私には分かりませんが。再度、聞いておきます。

○岡村委員

　報償費とか、1万2,000円ですか、報酬給料、職員手当等の。

●江藤教育部長

　給料と職員手当ですよね、節の内容でいけば。会計年度任用職員ですので、職員として扱いますので、給料になります。時間外が手当になりますので。

○岡村委員

　時間外が手当。

●江藤教育部長

　正規の時間に働く分はここに書いてある給料になります。

○岡村委員

　時間ごとの手当という感じですか。給料という感じで、時間が短かければ給料の減額になると。3万1,000円減額になっている。

●江藤教育部長

　仮に別に運転手として何時間か時間外されたその分が３万1,000円分ということで。

○岡村委員

　決算見込みの給料の減というのは、運転手の方のみと考えてよろしいですね。調理員さんの代替予算とか、それがあるんじゃないかなと思ったのですが。

●江藤教育部長

　会計年度は運転手だけです。

●大田教育総務課長

　運転手と事務が１名、調理は委託業務になっているので。

○岡村委員

　もう１点お伺いいたします。

　42ページの職員のシステム導入業務委託の変更ということで、変更に伴う委託料の増加ということなのですが、変更につきましては、生活保護等のデータと連携させるということで説明がありましたけれども、そういう内容につきましては、年度当初に分かっていることではないかなと思うのですが、そのあたりについては、最初に委託業者と見積り、委託料についての増減とかはなかったのでしょうか。

●江藤教育部長

　今、発注して委託業者と進めております。ただ、コロナ禍でなかなか連絡が取れなくて、遅延している状態だと思います。その中で新しく生活保護管理システムと連携が必要だということが、事前から分かったのですけれども、そういうものが大きく広がることが分かりましたので、その件数等をまたこちらに反映させるために、システムの改修をするというような経費でございます。

○岡村委員

　分かりました。

　もう１点なのですが、委託につきましては、委託料等は毎年、支払われるものなのでしょうか。

●江藤教育部長

　本年度は開発費が発生すると思います。次年度以降は、補修費、あとまた改めてほかのシステムとの連携が始まれば改修費という形で補正を組んだり、当初予算にも組み込んだりする必要があると思います。

○岡村委員

　なかなか軌道に乗るまで公会計とか、大変な予算も時間もかかるのではないかと思いまして。

●江藤教育部長

　遺漏のない形で学校教育課のほうも進めております。

○岡村委員

　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

　ほかにございませんか。

○濵田委員

　燃料単価の高騰に伴う補正予算で、例えば40ページ、山之口学校給食センター、どこもそうですが、燃料単価の高騰による燃料費の増、この場合の燃料費というのは、灯油ですか。

●江藤教育部長

　もう全てです。ガソリン、灯油、軽油、重油、それぞれ使うところが違うのですけれども、それぞれの燃料費の増と考えていただければ。

○濵田委員

　液体燃料以外に、ガスもそうですか。

●教育総務課椎屋主幹

　ガスも一部あります。

○濵田委員

　学校給食センターは灯油とか使うのですか。液体燃料を使いますか。

◎児玉教育長

　液体燃料は使っていないのではないかと思います。

○濵田委員

　ガスとか電気ですよね。

◎児玉教育長

　はい。

　ガソリンは輸送費ですよね。ボイラーがあるんじゃないですか。ボイラーは灯油。

●江藤教育部長

　山之口は重油です。

◎児玉教育長

　というふうに、入っている機械でばらばらみたいですね。

○濵田委員

　分かりました。電気でも、電気が高騰しているか分からないですが、電気代に回してもいいということですか。

●江藤教育部長

　これは、組替ではないですね。

○濵田委員

　では、学校の空調機って冬は使うのですか。

◎児玉教育長

　冬も使います。

○濵田委員

　今空調は電気ですよね。

◎児玉教育長

　はい、電気です。

○濵田委員

　そこも結構お金がかかってくるのかなと思うのですが。それはどうなのかと思って聞いていたのですけれども。

◎児玉教育長

　予算化された部分以上に使うことになれば、やはり、補正を組まないといけなくなると思っていますので。

○濵田委員

　３月もそういう補正があるかもしれませんね。

◎児玉教育長

　そうですね。もうちょっと上がりますね。まだ、暖房は使っていないので。

○濵田委員

　ありがとうございます。

◎児玉教育長

　ほかにはございませんか。よろしかったでしょうか。

　それでは、議案第33号を承認いたします。よろしくお願いします。

**11　その他**

◎児玉教育長

　それでは、各課からの連絡事項は、今日はないですね。

　では、今後の予定について、お願いします。

●教育総務課瀬之口主査

　12月、１月の予定について、１枚紙を配っております。そちらをご覧ください。

　まず、12月ですが、12月８日、水曜日、午後７時から、第12回宮崎県市町村駅伝競走大会　都城市結団式が中央公民館で行われます。こちらは委員の皆さんのほうに直接通知のほうがいっているかと思います。

　続きまして、１月５日、水曜日、１時半から１月定例教育委員会がここ委員会室で行われます。

　12月、１月の予定は以上です。

◎児玉教育長

　これにプラス成人式が入ってきますので、今、調製中でございますので、分かりましたら、なるべく早く出させますので、よろしくお願いいたします。

　　それでは、これをもちまして、令和３年12月定例教育委員会を終了いたします。

　ありがとうございました。

　この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記